

平成 30 年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会
会 議 録

第 2 回（10 月）臨時会

10 月 23 日開会～10 月 23 日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

平成30年第2回（10月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	2
○閉会の宣告	29
○署名議員	31

平成30年第2回(10月)伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会

議事日程(第1号)

平成30年10月23日(火曜日)午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第7号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算
(第3回)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(8名)

1番 波多野 靖 明 君

2番 間 野 みどり 君

3番 西 島 信 也 君

4番 杉 山 誠 君

5番 笹 原 恵 子 君

6番 八 木 基 之 君

7番 柴 田 三 敏 君

8番 田 中 正 男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小 野 登志子 君

副 管 理 者 菊 地 豊 君

会 計 管 理 者 城 所 章 正 君

事 務 局 長 望 月 昌 浩 君

計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君

計 画 係 長 浅 田 克 彦 君

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午後1時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆さんこんにちは。これより平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉山誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番間野みどり議員、3番西島信也議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第3、議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 皆様こんにちは。本日は平成30年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合第2回臨時会にご参集いただき、ありがとうございます。議案第7号についてご説明を申し上げます。

本案は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の入札公告に際し、次年度以降の債務を負担する行為を行うために、債務負担行為を設定するものであります。

詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） 事務局長の望月でございます。私から、議案第7号の内容説明をさせていただきます。

議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」の内容の説明をさせていただきます。

今回の補正は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業について、入札公告を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

当事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律「PFI法」の規定に準じたDBO方式で実施し、今年度、入札公告・事業者選定を行う予定です。

議案書の1頁をお願いいたします。第1条、債務負担行為、内容は第1表によるものでありまして、事項は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業[設計・建設業務][施工監理業務][運営・維持管理業務]があります。期間は、平成31年度から平成54年度までの24年間で、限度額を206億6,736万円としております。

限度額につきましては、平成30年5月9日の組合議会臨時会での否決を受けまして、要求水準書の一部修正を行い、総額で14億540万円の削減を行いました。

また、事業が当初の予定から半年間遅れる見込みとなったため、債務負担行為の期間を平成54年度までとしております。

なお、今回ご審議いただきます債務負担行為は、今年度、事業者を募集する上での上限額として設定するものでございまして、本契約は翌年度になる予定であることから、平成31年度当初予算において再度、債務負担行為の設定をお願いすることとなります。

以上で、議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」の説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、これを許可します。初めに、2番、間野みどり議員。

〔2番 間野みどり君登壇〕

○2番（間野みどり君） 2番、間野みどりでございます。通告に基づき質疑を行いたいと思います。

1番、組合の説明について。5月臨時会では、まだ議論が足りないのではないかと、市民が納得できていないのではないかと、といった意見が出されました。今回の補正予算上程までの間、組合ではどのようにして事業の内容や金額等の説明を行ってききましたか。

2番、今後のスケジュールについて。8月の定例会で管理者は「2市の枠組み、基本計画は維持し、事業スケジュールの遅れは最小限にとどめられるよう努力する」と発言しました。既存施設の老朽化が進む中、両市の既存施設に対する故障等の不安、また費用負担の面からも、これ以上、新施設整備のスケジュールを遅らせることはできないのではないかと考えています。既存施設の現状を踏まえ、今後の事業スケジュールについてどのように計画しているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 間野議員のご質問にお答えします。初めに、1、事業内容や金額の説明について、であります。組合では、5月9日臨時会での補正予算案の否決を受け、6月21日の組合議会全員協議会において、改めて組合議員の皆様からのご意見、ご質問について説明させていただきました。今回上程した事業費につきまして、組合議員の皆様には、9月12日と10月3日の2回にわたり説明会を開催し、様々な意見交換を行いました。また、両市市議会議員の皆様につきましても、9月20日、21日に説明会を

開催させていただきました。

市民の皆様に対しましては、両市の広報8月号にて、5月臨時会での主な質疑内容に対する組合の見解をお知らせいたしました。加えて、広報10月号にあわせ、3回目の新ごみ処理施設建設計画チラシを配布し、今回の事業費の内容について情報提供を行ってまいりました。また、10月14日には、建設予定地である佐野区の役員の皆様にご事業内容や今後の見通し等の説明を行ったところであります。

次に、2、既存施設の現状と今後の事業スケジュールについて、であります。両市の既存4施設は老朽化が進んでおり、処理能力の低下と、緊急修繕等によるコストの上昇、という現状がございます。このことから、新施設整備の事業スケジュールの遅れは最小限にしなければならないと考えており、当初予定していた平成34年4月から半年遅れの平成34年10月の稼働開始を目指し、事業を進めたいと考えております。

○議長（杉山誠君） 再質疑に入るわけですが、間野議員。件名は2件に分かれていますので、いずれも議案第7号に関することですから一括でよろしいですか、あと2回。それでは、再質疑はありますか。間野議員。

○2番（間野みどり君） 9月12日、10月3日の意見交換会で私たちも核心を突き、また市民への説明を丁寧にしていただき、確認をいたしました。また広報による、地域の方たちへの配布もありまして、私たちも「ああ、こうなるんだね」というような声をかけていただくチャンスがたくさんありました。

質問ですが、10月14日の佐野区の役員会への説明を傍聴しましたが、佐野区の皆様からは「佐野区の安全は、狩野川下流域、田方平野全体の安全と等しく、万一、有害物質が出るようなことがあれば被害は狩野川下流域全域に広がる危険性がある」また、「今回の事業費の削減により、安全性が損なわれたのではないか」といった不安の声が多く出されました。今回の事業の見直しにあたり、安全面の確保はどのようにしたのかを伺います。

○議長（杉山誠君） それでは、答弁願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの質問についてお答えいたします。今回の見直しについてですが、安心安全の水準を確保する、維持するということを大前提にして行っておりまして、具体的には、施設配置計画の中で、管理棟は工場棟と合棟とすることを可とする、という記述から、管理棟は工場棟と合棟とすることを基本とする、というような書き方に変えました。これにあわせまして、運営維持管理業務の要求水準書の中に、本施設の来場から退場に至るまで見学者の安全性に十分配慮すること、と追記しまして、事業者に対し、見学者に対する安全確保を明確化しております。

そして、運転管理業務ですが、要求水準書に、安全で安心かつ効果的な体制を構築する上で、最新の自動制御や情報通信技術を活用することも可とする、という追記を行いまして、遠隔監視システム等の導入により、安心安全な操業を確保した上で経費削減が図られるように、見直しを行っております。

○議長（杉山誠君） それでは3回目になります。再質疑はよろしいですか。間野議員。

○2番（間野みどり君） 説明を受けて、ここで重複しながら聞きまして、すみません。よくわかりました。今回の事業の見直しについて、当局からは丁寧な説明が行われており、市民にもご理解いただける内容になっていると確認しておりますが、事業費の削減によって建設地の住民が不安を感じたことは事実です。地元住民の声を重く受け止め、今後も安心安全の確保を第一にして、事業を進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（杉山誠君） これで間野みどり議員の質疑を終了します。次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明でございます。通告に従い、管理者に質疑いたします。議案第7号、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算。5月臨時会では、事業費が高いということと事業費の積算方法が、否決の理由に挙げられました。そこで、以下3つについてお聞きいたします。

1、今回提案された事業費は、5月臨時会で審議した事業費と比較して、総額で14億540万円の削減となりました。今回削減となった事業費の内容説明をお願いいたします。

2、建設費が他事例に比べて高額ではないかという議論がありましたが、他事例との事業費の比較について説明をお願いいたします。

3、環境省の手引きを活用して事業費の積算を行うべきであるという意見が出されましたが、今回の事業費の算出の過程で、手引きによる積算は行われたのか説明をお願いいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 波多野議員のご質問にお答えします。初めに、1、事業費の減額の内容について、であります。今回、安心安全に影響のない部分で要求水準書を一部修正することで、事業費の削減を図りました。具体的に、設計建設業務では、管理棟と工場棟について、合棟とすることも可とする、ということから、合棟とすることを基本とする、ということへの修正を行い、事業費の削減を図りました。また、見学対象設備等を9項目から6項目としたことでも、建設費が削減されました。これらの要求水準書の修正により、設計建設業務費は4億3,740万円の削減を図ることができました。運営維持管理業務では、最新の自動制御・情報通信技術の活用を認めることにより、運転班の人員体制が1班5人から4人に削減されたことなどから、9億6,800万円が削減されました。

次に、2、他事例との事業費の比較について、であります。平成27年度から平成29年度までの類似施設の価格相場を調査し、比較したところ、組合事業費の設計建設費は、3年間の相場範囲の概ね中間値となっていること、平成29年度の相場価格と同程度であることが確認できました。また、建設設計費・運営費合計の事業費について、直近の類似規模3事例と比較を行った結果、当組合事業費が最も低いことが確認できました。

3、環境省発行の入札・契約の手引きによる積算について、であります。同手引きにつきましては、平成18年7月の発行以降に改訂がされていないことを、県を通じて環境省へ確認しました。また、環境省ホームページの情報公開データベースには、手引きに基づいた事業費の算出に必要な、契約金額の内訳について掲載されておらず、このデータベースの情報からでは手引きに基づいた積算を行うことができません。このことから、組合では独自に県内の3自治体に契約金額の内訳の公表を依頼し、1自治体から情報を得ることができたため、このデータを使用して、プラント設備直接工事費について手引きに基づいた積算を行いました。積算の過程で、手引きに示されている方法に基づき設定した物騰率は、近年の建設工事費の高騰とは大きく乖離した低い値であることがわかったため、組合では、現実の状況に合致した物騰率を検討、設定し、積算を行いました。この結果、プラント設備直接工事費の組合事業費54億800万円は、手引きに基づく算出額

68億4,500万円と比較して低いものであることが確認できました。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 詳しく説明をありがとうございます。事業費の削減の内容はよくわかりました。そして、他事例との比較ですとか、手引きによる算出により、今回の事業費が、妥当であるという確認がしっかりと理解できました。

以前から、事業費の算出にあたり、見積りの件数を増やすべきではないかという議論がございましたが、見積りを依頼する、先方ですね、選定というのはどのような基準で行っているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（杉山誠君） 答弁願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。今回の事業費の算出にあたりまして、見積りを依頼したのは、当組合で設定している入札参加資格要件に合致している業者ということでありまして。当組合の入札参加資格要件の中には、経営事項審査結果の総合評定値1,100点以上ですとか、当組合以上の施設規模の施工実績、ボイラー・タービン式発電設備を設置した一般廃棄物焼却施設の施工実績を有すること、などを定めております。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今回の要求水準書の変更によって、安心安全の確保に影響が出ることはない、ということは何となく理解をしています。一方で、競争を働かせて事業費を下げるために、入札参加資格要件を緩和したり、実績のない業者でも入札に参加させるべきではないか、といったような意見がございました。しかし、安心安全の確保のためには、また、先ほど間野議員からも発言がありましたが、狩野川の上流部の安全が確保されるということはとても大事なことであります。この狩野川の上流部の安全が脅かされるようなことがあれば、例えば汚染水が流れるというようなことがあれば、伊豆市だけではなく、伊豆の国市、函南町、三島、そして沼津、海にも広がる大きなトラブルの事態になりますので、業者に実績を求めることについては変更の余地はないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。入札参加資格要件の緩和ということですが、当事業は一般競争入札です。一般競争入札の参加資格要件とは、一義的には、当該契約条件を適切に履行できる能力がある業者を選ばなければならないということで、履行能力を判断するということがあります。その履行能力というのが、法律上必要な資格、これと、事実としての履行能力があるかどうか、これが履行能力として含まれます。とりわけ、今回、一般競争入札の中でも総合評価落札方式で行うということで、こちらは、国交省あるいは静岡県総合評価のガイドラインというものがございまして、そちらに則って、事業者選定委員会、有識者の委員さんの意見を踏まえて入札手続きを進めているものであります。総合評価落札方式ですけれども、公共工事の品質に関する法律、いわゆる品確法というものがございまして、品確法で扱う、総合評価で扱う工事というのは、そもそも価格だけによる落札者の決定が適切でない性質のもの、そういったものに対して総合評価、価格プラス技術力の審査を行うものであります。当組合で行うごみ処理施設の整備事業に関しましては、性能発注であること、性能発注というのは施工業者の技術力ですとかノウハウ、そういったものによるところが大きいわけですが、あとは、官民連携事業で20年間のDBOで行うこと、あ

るいは、事業の規模等を考えますと、実績を入札参加資格に求めないということは、ちょっと無理かというところだと思います。安全、安心さが重要であれば、安全は何で担保するかというところは技術力で担保するところが大きいかと思います。その技術力を支えるものがやはり、施工実績ということが非常に重要な要素でありますので、実績を求めるといふことが必要であると考えております。

○議長（杉山誠君） これで波多野靖明議員の質疑を終わります。次に、5番、笹原恵子議員。

〔5番 笹原恵子君登壇〕

○5番（笹原恵子君） 5番、笹原恵子です。通告書に沿って質問いたします。循環型社会形成推進交付金について、合併特例債の延長が確定する前は非常に大きな意味を持っていたと思われませんが、ここで特例債が使えるということになったので、その意味は小さくなったと思われませんか。また、例えば、エネルギー回収型と言われている太陽光発電についても、現状では余剰に近い状況で、電力会社も頼りにする時代ではなくなったとの新聞報道もありました。環境に配慮するという点については、人口減を見据えて、無駄のないコンパクトな地域の実情に合った施設規模、内容にすべきと思うし、発電によるエネルギーを回収すると同時に、ごみの質を考え、ごみ量そのものを減らしていく方法を考える時代ではないかと思われませんか。そこで質問します。発電設備を付けることに至った主な理由についてです。一つ、循環型社会形成推進交付金を受ける。一つ、エネルギー回収型ということで環境に配慮する。この2点以外の理由は何ですか。

次、発電をすることによっての売買電のコストについて伺います。また、発電をすること、発電設備を付けることのメリット、デメリットは何ですか。そのような様々な視点から、発電設備はどうしても必要な設備と考えますか。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 笹原議員のご質問にお答えします。初めに、発電設備を付けることに至った理由について、であります。余熱利用に関しては、新ごみ処理施設基本計画の施設整備基本方針に「環境保全に限りなく配慮する施設」として「地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、ごみ処理に伴う余熱を最大限回収し、効率よく活用します」と明示しております。従前からご説明させていただいておりますとおり、当組合の計画する施設では施設外での余熱利用がないため、発電によりエネルギー回収を行います。

次に、発電のコスト、発電のメリット、デメリットについて、であります。発電設備を設置することによって、イニシャルコスト、ランニングコストともに費用対効果が得られることが試算により確認できております。新ごみ処理施設は、単に一般廃棄物を焼却するというだけでなく、その熱エネルギーを回収し利用するということが求められており、当組合の施設においては発電設備を設置することを決定しております。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 今、答弁いただきましたことに対して、再質問させていただきます。京都市情報館というものがあまして、3つの工場、南部クリーンセンター、東北部クリーンセンター、北部クリーンセンター、この3つの工場の発電実績について書かれたものがございます。こちらを見てみますと、平成25年から30年まで、発電量は毎年減っています。これは京都の施設ですので、かなり大規模です。つまり、ごみ量が減っ

ているというわけです。しかし、その施設の中の使う電力、所内電力消費は変わらない、ということで買電費は変わることがありません。ということは、余力である売電量が減っていくわけです。つまり売電収入は減っていくという、これがこのデータから読み取れます。そしてもう一つ大事なことは、売電価格が年々減っている、下降しているということです。つまり売電収入が減、ということになります。これに関しては、例えば平成26年では17.66円/kwhで、それがだんだん減っていきまして、今年平成30年には10.14円/kwh、ということで、26年から比べると、57%にも減っているわけです。伊豆市、伊豆の国市も人口減は避けられず、ごみも減量となります。そうすると、京都市のような現象は避けられません。ここでは毎年入札して、売電価格を決めているとのことですが、売電価格は下がっているのが現状で、予定通りに売電収入があるとは限りません。

発電量が減っていることに関しての対策を聞きました。機器の更新と運転に関してフル運転をすることだといいます。ごみ量が減った場合、毎日燃焼させると発電ができなくなる。ごみを絶やさないために、1か月ごとにきれいに燃やす作業をするということです。つまり、買電が発生すると高い金額が要求されるので、買電が発生しない月をつくるということのようです。また、ごみ量は季節変動があるので、燃やし続けることが必要になってくる、そういうことです。京都市のようなこのような大きなまちでこういう状況なので、本組合のような日量82トンという小さな施設では、推して知るべし、です。発電をするためにごみを燃やすのは、そのためにごみを収集するというので、発電のためにごみを増やすことになり、これでは本末転倒ではないかと思われまいます。それについての返答をいただきたい。

そして、もう一つのほうです。発電設備そのものと、発電設備にかかる維持管理費は、「設備なし」ならばかからないのではないのでしょうか。前に説明会でわけてくださった資料3-1を見てください。納得がいかなかったものですからお答えいただきたいと思えます。イニシャルコストは、「発電設備なし」のほうが、交付金がないので、合併特例債を活用した時より一般財源からの支出は多くなります。買電価格について聞きましたが、買電価格については全国的にあまり変動がないそうです。真ん中の、ランニングコストを見ますと、「発電設備なし」のほうは、買電費が20年間で13億5,922万円、年間6,796万円の支出でございます。「発電設備あり」の場合、発電設備にかかる維持管理費は、この買電費以上にかかり、これに買電費も別途かかるため、17億4,919万円となり、これは「設備なし」よりも多額でございます。これの中から、20年間の売電収入を引いたものが計上されていますが、あくまでも売電できた場合であり、20年間同じ金額、年間2,833万円の売電収入ということになっておりますが、これがあるかは疑問です。この売電収入を大前提にしての計算は、少々乱暴ではないかと思われまいます。いかがでしょうか。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。最初ですが、売電価格の件ですけれど、売電価格については固定価格買取制度、通称FIT、そちらで、組合の試算ですと14.22円/kwhの単価で、これは20年間固定です。これは国の制度でありまして、20年間固定ということで試算してあります。発電のためにごみを燃やすか、ということですが、あくまでもごみ処理、焼却施設ですので、ごみを衛生的に安全に処理することが一番の目的であります。その上で、そのごみをエネルギーとして回収する上で発電するということですので、目的としては一義的にはごみを安全、衛生的に処理す

る。エネルギーを回収するというのは、付帯的なことであります。ですので、発電を目的にごみを燃やすのではなくて、ごみを燃やした結果、発電量が出てくる、というふうに組合では考えております。

もう1点、売電収入の中で、20年間の売電の収入、これを20年後まで予測しているのはどうかということですが、組合の施設計画は平成34年度のごみ発生量を元に施設規模等の計算をしているわけですので、当然、20年間は試算であり、見込みであります。そうしたときに、20年後はどうなっているかということで、以前に説明会でお話ししましたが、20年後は500万円くらい売電収入が下がるというような見込みを立てております。それはあくまで見込みでございますが、発電量というのは、ごみ量に左右されるのもそうですが、一番の大きなものはごみ発熱量です。これは、カロリーの多いごみを燃やしますと、それなりに発電効率が上がりますので、売電収入を得ると。ところが低質ごみ、カロリーの低いごみを燃やしますと、それだけ発電効率も落ちますので、売電収入にも影響が出るということです。そういった色々な要因を考えますと、20年間の売電収入というのは、組合の試算ということで、色々な条件を考慮した上で、現時点で試算したということになります。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。笹原議員。

○5番（笹原恵子君） 売電の価格は固定ということで、14.22円/kwhということで、20年間固定ということをお伺いしました。質問いたします。ごみ処理施設の規模について、小さい施設ほど発電しておらず、特に100トン未満の施設ではほとんど発電していないというデータもごまいます。「日本の廃棄物処理」という平成24年のものですが、82トンのこの施設での発電は少々無理があるのではないかと思います。

次世代に負担のない、かつ効率的な施設を残すための最適な方策を考えることが、私たちのすべきことではないか。これから数十年も使わなければならない施設を真剣に考えていきたいと、そういう思いから、環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課に聞いてみました。熱利用や交付要件についてのアドバイスをいただきました。主なものとしては、ごみ量を減らすことが3Rの観点からも最優先。ごみ量が減らなければ燃やすしかないのだが、何らかの形で熱回収をすべき。内部での熱利用を考え、買電を減らすことが必要。これらのことのほかに、エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件は、発電もしくは熱利用していればよいので、所内で有効活用していることが立証できればよい、とのこと。これらについては基本的なことがらであり、発電をすることや発電設備を付けることについて、私自身が認識を新たにする部分もございました。

もう一つあったのが、災害時に大手電力会社が被災し、ごみ処理施設の稼働が困難になった時、自立稼働が可能な施設であるか。自立稼働し、ごみ処理ができる形にするということは想定されているか、ということも言っていました。大きな災害の時に、大手電力会社が被災、停電することは十分考えられ、実際に最近の災害時の停電が想像以上に長引いた例もごまいます。そのような時、地方のごみ処理施設として、自立稼働が可能ならば心強いですし、何より、地元佐野地区の住民にとっても納得、安心となるかと思えます。発電設備を付けることにより、自立稼働が可能な形になっているのかお答えいただきたい。

最後に、これまでこのごみ処理施設建設について、多大な時間と労力が費やされてきました。現施設は待ったなしの状況であることは承知しています。売買電についてもしっかりと現状を捉えたシミュレーションを構成して、「こんなはずではなかった」という

このないようにはしてほしいと思います。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に、答弁願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。自立稼働が可能かということですが、可能でございます。停電が起こりますと、非常用発電設備がありますので、そちらを起動させまして、ごみ焼却プラントへ電力を回します。一旦、非常用発電で稼働しますと、2炉運転になれば売電までいけるほどの発電量がありますので、自立運転が可能ということになります。

○議長（杉山誠君） これで、笹原恵子議員の質疑を終わります。次に、8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 8番、田中正男です。議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」債務負担行為について質疑を行います。まず1点目、債務負担行為の金額について。1社のみを見積りをそのまま債務負担行為の金額とし、その金額の妥当性を検証して妥当としているが、本当に妥当と言えるのか。①平成28年度の類似施設との実績比較では、京都府与謝環境組合の30トン炉で206億円、建設費91億9,000万円、トン単価3億円という異常値を入れての7件の平均値の求めたため、平成27年度、28年度、29年度の3年度の平均と比べ、当組合の方が安いとしているが、京都府の異常値の件を除いて比較すると、当組合の方が高くなるのではないかと。平均値の求め方として妥当かどうか。

②環境省の手引きが示す国内企業物価指数の物騰率は、平成23年度から平成30年は0.992となるが、これでは近年の建設工事費の物騰と隔たりがあるとして採用せず、平成23年度と29年度の国内の契約実績の比較をして2.188倍になるから、それに合わせれば見積額は高くない、として金額は妥当としていますが、物価の高騰ではなく近年の焼却炉施設建設費がこの6年間に2倍にもなっていること、高値に誘導されている異常と考え引用すべきではないと考えるがどうか。

③直近の類似規模施設の事業費比較をしているが、四街道市は日量80トンのごみ焼却のほかに、粗大ごみ処理施設1日当たり3.9トン処理と、プラスチック処理施設1日当たり8トン破碎の施設が事業に入っている。また、長岡市は日量82トンのごみ焼却のほかに、不燃粗大ごみ処理施設があるが、当組合と比較になるのか。

(2) 発電について、であります。①ボイラー発電の必要性については、循環型社会形成推進交付金のためとしていましたが、合併特例債の延長により対象となるのであれば、必要性は少ないのではないかと。さらに、国は70トン程度未満の施設は発電効率が悪いとしている。建設費、維持管理費、今後の売電需要など、発電の必要性については検討の余地が充分あると考えるが、どうか。

②ボイラー発電は危険なことか。また、発電による事故などは起きているのか。あればどのような事故か。

③債務負担行為額の中の売電収入と買電費用の根拠について、買電費用は2回目の見積りと3回目の見積りでは単価が上がったとして買電費用が増えているが、売電収入の根拠となる売電単価、また、2炉運転と1炉運転の配分時間、20年間のごみ量と発電量の根拠は。

④入札参加条件として、焼却炉運転と発電を行った実績を条件にしているが、発電実績がないプラントメーカーでも、安全に安定的に運転できる提案を条件に参加させるべ

きではないか。基本計画の変更もなくそのまま、入札条件変更で済むのではないか。

(3) プラントメーカーについて。①今回の事業は大手プラントメーカーでなければならぬのか。

②ストーカ炉実績があるプラントメーカーで、「発電実績あり」が何社で、「発電実績なし」は何社か。そのうち、事故など問題や経審点数の低いところはあるのか。

(4) 入札について。①今回、1社による見積りのみをそのまま債務負担行為額としていることにより、入札もその1社になり、高い落札が予想されます。限度額を決めるものと但言いますが、100%でも成立です。もし入札が1社なら、自ら出した見積額を大幅に下げることはおかしなことになります。このような入札になる可能性があることをどう考えるか。以上、質問します。

○議長(杉山誠君) ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者(小野登志子君) 田中議員のご質問にお答えします。初めに、(1) 債務負担行為額の妥当性について、であります。今回の債務負担行為額の算定にあたり、見積提出に応じたのは1社のみでしたが、内容の精査を行っており、また、様々な方法でその妥当性を検証いたしました。①平均値の求め方について、であります。平成28年度の比較において、宮津与謝環境組合の金額は異常値であり、除いて比較するべき、ということでもあります。私も当初それを見まして、そんなふうに感じたことは確かですけれど、これを質しましたところ、実際の相場観を把握することが目的である、ということで、平成28年度の事実として、含めて比較を行いました。

次に、②物騰率について、であります。環境省の手引きは、平成18年度の発行以来改訂がされておらず、必要なデータベースも整備されていない状態であり、手引きに基づく積算は実勢価格を反映していないものと判断できます。そこで組合では、事業費を検証する一つの手段として、実態に即した物騰率を検討して、手引きに基づいた積算を行ったものであります。

次に、③直近の3事例との比較について、であります。ご指摘のとおり、当然、どの施設においても、それぞれ条件が違い、全く同じ施設というものは存在しませんが、直近の類似規模施設の相場観を把握するため比較を行いました。

次に、(2) 発電について、であります。まず、①ボイラー発電の必要性について、であります。ボイラー発電につきましては、交付金のためということだけではなく、循環型社会への貢献として、エネルギー回収は焼却施設を整備する上での責務であると考えます。当組合では場外での余熱利用の計画がないため、発電を選択したものであります。近年では、同規模の施設においても一般的に発電が選択されています。

次に、②ボイラー発電の危険性について、であります。ボイラー発電が危険なものだとは考えておりませんが、安定した稼働のためには、高い技術と経験が必要であると考えております。ごみ発電による事故については確認できておりません。

次に、③売電収入について、であります。現在見込んでいる売電単価は、再生エネルギー固定価格買取制度の活用を予定しており、1kwh当たり14.22円です。焼却炉の操業計画については、提出された見積書類に示されており、1年間のうち、1炉運転が196日、2炉運転162日、全停止が7日間と示されており、ごみ量については、構成市の一般廃棄物処理基本計画に基づき算出しており、発電量については計画ごみ量、1年あたり21,293トンに基づき算出しております。

次に、④入札参加条件について、であります。入札参加にあたり、長期にわたり安定稼働し、安全にごみ処理を行う施設を建設する上で、性能評価は必要と考えております。

続いて、(3)プラントメーカーについて、のうち、①大手メーカーでなければならないのか、についてであります。昨年12月27日に伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針を公表いたしました。入札参加資格要件については、大手メーカーに限定したのではなく、安心安全な施設を建設していただける事業者という観点から設定いたしました。

次に、②発電実績のあるプラントメーカー数、であります。ストーカ炉の実績があり発電実績がある業者数ということは把握しておりませんが、当組合の入札参加資格要件を満たしている業者数は8社と把握しております。また、事故があった業者というのは把握しておりません。

続いて、(4)入札について、であります。今回の債務負担行為額の設定にあたり、見積提出に応じたのは1社でありましたが、このことが1社入札となることを確定付けるものではないと考えます。また、実際の入札に際し、さらに詳細な積算あるいは技術提案を行うことで、同一の業者においても、見積額から金額が下がる可能性はあると考えます。

○議長(杉山誠君) ここで補足説明の申し出があります。事務局長

○事務局長(望月昌浩君) ただいま管理者から説明があった中で、田中議員のご質問の(2)発電についての④、入札参加条件に、提案を条件に参加させるべきではないかということで、管理者の発言の中では、性能評価が必要ということでございますけれども、こちらにつきましては、入札参加資格要件は、先ほどの波多野議員のご質問の際にもお答えしましたけれど、事業者選定委員会ですね、とりわけ有識者委員の方の意見を踏まえて設定したものでありまして、やはりここでは実績を提案で代替えることについては、有識者へも確認をしました。有識者に聞いたところ、廃棄物処理施設の工事特性、これはいろいろな知見を積み重ねたり技術を蓄積したりしていく、経験工学によるプラントメーカーの能力が大きいということですので、それを鑑みまして、単に提案を求めるといことであると、なかなかその提案が適正であるとか、またその提案の公正な評価、どういう審査、基準で行うかなど、困難であるということで、ご意見を伺っております。そんなことから、議員ご提案のように、提案によったらどうかということがあつたすけれど、なかなかそのへんは難しく、予定通り実績を求めるといこととでございます。以上、補足させていただきます。

○議長(杉山誠君) 再質疑はありますか。田中議員。

○8番(田中正男君) 再質問していきますけれども、私はこれで、今回と次と2回しか発言できませんので、まとめて行いますので、答弁漏れのないようにお願いしたいと思います。今回、200億円を超す事業で、2市にとっても何十年に一度の最高の金額をここで決定するわけです。本当に重要な、この今日の議会となっておりますので、本当に詳しく質疑したいのですが、3回だけの制限ということになりますと、もう1回しましたので、十分な質疑ができない中、終わってしまうのは非常に残念であります。この組合議会としては、今後もこれほどの重要な案件は出てこないのではないかと思います。今日は大事な議会ですので、本当は議長の采配で発言の回数を撤廃するとか、本当にことん議論するということで、議員が納得するような形でやるべきだと私は考えておりますが、そういう形にならないよう残念であります。

- 3番（西島信也君） 議長、動議、いいですか。
○議長（杉山誠君） 田中議員、質疑を続けてください。
○8番（田中正男君） 動議と言ったので途中で止めます。
○3番（西島信也君） 動議。一問一答の動議。
○議長（杉山誠君） 動議に賛同者はいますか。

（「いいですよ」との声あり）

- 議長（杉山誠君） それでは賛同者がいますので、動議は成立しました。
○議長（杉山誠君） 内容は何か。
○3番（西島信也君） 今、田中議員がおっしゃいましたけど、田中議員は非常に多くの質問をしているわけですね。これをずらずらとやって、非常に聞いているほうの人にもわかりにくい。質問している人もわかりにくい、答弁している人もわかりにくいということで、是非、ここは議長の采配で、一問一答にさせていただきたいと思います。

（「賛成」との声あり）

- 議長（杉山誠君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時50分

- 議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
○議長（杉山誠君） 休憩前に、西島議員より動議が出されておりますので、これについて採決をしたいと思います。西島議員より出されました、一問一答方式に変える、ということについて、賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

- 議長（杉山誠君） 起立者少数でありますので、動議は否決されました。
それでは、田中議員の質疑を続けたいと思います。田中議員。
○8番（田中正男君） それではまとめて再質問いたします。まず、債務負担行為の妥当性についてであります。私の質問の中でまず①では、京都府の与謝環境組合、これが異常値だから外すべきではないかということで、そのあと、外した場合、当組合は28年度、高くなるのではないかと聞いたのですが、その答えがありませんので、その答えをお願いしたいと思います。これはちゃんと通告で質問してありますので、それに答えてください。それから2番目の、物騰率ですけれど、手引きの物騰率でやると0.99で実態にそぐわないからということで調べたものが、自治体の契約した実績の金額が約2倍になったということで、妥当だとしているのですが、実際に物価、建設資材、人件費、機械代などが、実際に23年度から29年度の6年間で2倍に上がっているのでしょうか。この建設業界の物価の上昇についてはそういうことなのか、その回答を求めます。それと、直近の類似規模3施設と比べて、当組合は安いと言っているのですが、特にこの四街道市は80トン炉でうちより少し小さいのですね。それだけですと234億円はとても高いです、うちより。でもそこには、粗大ごみの処理施設、1日当たり3.9トン処理するもの、それからプラスチック処理、1日当たり8トンを破碎する施設が入っているのですね。それとストックヤードも入っています。当組合の敷地、どれくらいかわかりませんので、それもお聞きしたいと思います。これだけのものが入っていて234億円なのです。うちが206億円ですから、それより30億円くらい高いのですけれど、これだけの施設が入

ってですから、本当に80トンの焼却炉だけを比較して、初めて比較したと言えるのですが、ここまで入ったものを数字だけ持ってきたというのは、とても比較の対象にならないと思うのですが。長岡市もうちと同じ82トン炉ですね。ここにも不燃物、粗大ごみの処理施設が入っているのですね。これで219.67億円と、全戸に配布したチラシに入っていますけれど、この根拠は何でしょうか。私が直接ここに確認したところ、そういう金額は公表していないと。公表しているのは、入札公告の時に概算で193億円としか公表していない、ということであります。この219.67億円はどこからきた数字か、これも回答願いたいと思います。③のところですけど、類似で80トン、82トンを比較するなら、焼却施設で比較しないと比較にならないと思いますので、なぜこういう余計な施設が入っているのに、こういうことをしたのか。これは市民をだましていると思えないのですが、どうでしょうか。だます気はなかったのですか。それを聞きます。

(2)の発電について、であります。ボイラー発電の必要性について、先ほど笹原議員からも質疑がありましたけれど、交付金をもらうためということで、当初、言っていました。ここでは、それが変わって、環境問題もあるのだということで、交付金プラス特例債も使えばさらに負担が少なくなるということで、ここで全戸に配布したチラシにも入っています。前回の時には、2市の負担が46億円、それが特例債を使うことになれば23億円に減ります、となっているのですね。もし、前回の事業費そのまま、今回のこの交付金を、発電がなくて交付金を外した場合、特例債だけ使った場合どうなるかという「発電なし」の金額も出ています。それによると、市の負担が29億円になるということで、発電を付けた時より6億円上がるのですね。これは、一切、交付金が入りません。先ほど、笹原議員からもありましたけれど、国の交付金は発電がないともらえないと、これについてもう一回確認したいのですが。私が環境省へ確認したところ、「発電がないからといってゼロではありません。ただ、その計画を実際に出してもらって、検討した中で、どのくらい出るかはまだわかりません」ということで、「初めからゼロということではありませんよ」という回答をもらったのですが、それが間違いないかどうか、発電がなければ交付金がゼロなのかどうか、色々な形で交付金をもらえるようにするという計画を立てれば、その交付金がもらえるということになるのかどうか、それについて再確認したいと思います。そうすれば、今言った29億円、23億円と6億円の差があるのですが、これが変わってくるのではないかと。もし6億円もらえるとなれば、もう、「発電なし」でも両市の財政負担は同じになる計算になるのですね。ましてや、発電が本当に有利かどうか、これによってまた変わってくると思いますので、それを確認したいと思います。発電についてでありますけれど、特に70トン未満は、国も効率が悪いと言っています。先ほどの答弁ですと、近年は同規模でもやっています、というのは、それは交付金をもらえるからであって、近年は他で同規模でも発電を付けているから、それが、効率がいい、ちゃんと発電の実績があります、ということではなくて、発電を付けることによって交付金がもらえるから付けている、そういうことではないのですか。同規模でもボイラー発電を付けているのは、交付金がもらえるからということで、他のところはやっているのではないですか。これも確認します。効率がいいから、発電が有利だからということでやっていると思いますか。その点について伺います。それと、維持管理費の関係ですけど、14億7,500万円という20年間の維持管理費ですけど、これは1社だけ出しているのですが、これが実際によそでもやっていて、これだけかかるというような根拠があるのでしょうか。これは見積りを出したメーカーが、20年間でこの

くらいの維持管理費がかかるということを出してきたのでしょうか。それと、売電もそうです。売電について、売るほうですけれど、これだけ売れる、20年間に5億6,000万円売れる、年間2,800万円、それは当初でということで、34年度には2,800万円だけれども、最終的には500万円くらい下がるという予測をしているということですが、この20年間、人口がどれだけ減って、ごみ量がどれだけ減ってというのが、大体出ると思うのですよ、そこまでは。ただ、その時のごみを燃やした発電量までしっかり計算できているのかどうか。それと、2炉運転と1炉運転の計算は先ほどありました。1炉運転が196日、2炉運転が162日、停止が7日となっていますが、これは20年間ずっと同じペースでいくわけがないと思うのですけれど。20年間のこういう時間ももちろんシミュレーションできているのかどうか、伺います。発電の④ですけれど、入札参加要件に発電実績を入れるのはどうかという質問に対してですけれど、プラントメーカーの技術が大事で、選考委員に諮ったところやはり実績は必要だ、ということですが、これは発電について、どのプラントメーカーも、自前の発電機を持っているのかどうか、これを1点聞きます。それと、事故が起きた場合、先ほど事故がないと言いましたよね。プラントメーカーに求めるのはどのような安全安心、プラントの発電をするのに何を求めているのか。安全安心を求めるのは何か。それが、実績がないところはそれを求めることができないのでしょうか。安全に関して言いますと、地元佐野区からも要望が出ています。佐野区には、安全は当然考えている、と先ほどの質問にありましたけれど、発電についても、地元佐野区からどうしろどうしろという話があるのでしょうか。それについても伺います。特に佐野区が言っている安全安心というのはどういうことなのか伺います。

(3) プラントメーカーについてです。①大手でなければならないのか、ということには、それは限定していない、ということで、要求水準書や入札参加要件に合っていればいいということなのですから。そうであるならば、実際いくつの会社がこれに対応できるかとお聞きしましたら、②では発電実績があるのは8社だということで、「発電実績なし」のほうはわからないということですが、全国には15社あるいはもっとあると言われています。そうするとあと7社以上はこういう実績を持っているのではないかと思います。15社とします。15社で、実際に経審点が低いところがあるのでしょうか。先ほど、1,100点以上という点数がありましたけれど、それはY点を言っているのかP点を言っているのか、それもお願いします。予測の中で、入札について、希望で予定価格より95%の数値の提示が資料で来ていますけれど、この予定価格の95%で行いますという資料を組合議員がもらっているのですが、これは何を根拠に95%の率で出しているのか、その根拠を聞きます。

最後になりますけれど、今回の入札、本当に競争をさせる、そして本当の公平な入札にしようという気持ちがあるのかどうか、それについて伺います。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に、答弁願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 質問がたくさんあり、整理をさせていただきたいです。

○議長（杉山誠君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時14分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。それでは、田中議員の質疑に

対し、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 田中議員のご質問にお答えします。最初に、28年度の宮津与謝を含めなかった時の単価ということで、トン当たり8,810万円です。物騰率で、他の資材等を調べたかということですが、今回はあくまでも受注実績で比較をしているということでございます。3番目が、長岡市との比較で、これは当初、長岡市の公告は15年間のBTOでやっている事業でございます、それを当組合と比較するために20年に換算して、219億6,700万円という数字で、換算して比較しているということです。

(2) 発電について、ですけれど、発電がなければ交付金が全くもらえないのかということですが、交付金につきましては、エネルギー回収率がうたわれているものでして、当組合ですと発電設備を付けた場合15.5%となっておりまして、発電設備を付けた時の交付率が1/2、それ以外のものが交付率1/3ということですが、なかなか余熱利用ができなくて、エネルギー回収率を満たすことができないということで、当然、エネルギー回収率を満たせないと、交付金はゼロというふうに考えております。小規模発電につきまして、交付金が目的か、とか、他の自治体の考え方は、ということですが、そのあたりは個々の自治体において考え方があると思いますので、交付金、経済的なものもあるかもしれませんし、環境への意識の高まりから小規模においても発電するということが、総合的に勘案してのことである、というふうに考えております。三つ目、維持管理費はメーカー見積りかどうかということですが、これはメーカーにヒアリングをして、維持管理費を確認しております。それから、発電量です。これは20年間のシミュレーションができていくかということですが、組合では20年後の発電量ということで算定しております。次が、どのプラントメーカーも発電設備を持っているかということで、これは確認をしておりません。発電に対して何の安全安心を求めているのかということですが、発電を含めまして、その施設の操業ですね。とりわけ非常時ですとか、定常運転はいいのですけれど、事故があった時とか、何か災害があったときとか、そういったところの安全安心を求めている、というものであります。またその発電について、地元佐野区からの意見というのはあるのか、というところですが、佐野区の説明会で、私も行ったのですけれど、繰り返しになりますが、平常時は人員を減らして機械に置き換えて経費節減をするのはいい、と。ただ、非常時はどうするのか、人が減って本当に大丈夫なのか、特にそのあたり、平常時ではなく非常時の対応についての意見が多くございました。

プラントメーカー15社で、1,100点以下は、総合評定値のP点ということでございます。こちらで、1,100点以下があるのかということで、組合で把握しているところだと15社ありまして、いずれも1,100点以上であります。落札率の、仮定で95%ということで、これは想定ということで、厳密に比較をして出したものではありません。

最後に、公正に入札することについてですけれど、当組合の事業は、官民連携事業でPFI法に基づいて行いますので、その法を遵守しまして、すでに実施方針を12月27日に公告しております。ですので、早い段階から実施方針を打ち出しまして、より多くの参加者を募れるような方策を取っておりますので、なるべく情報を配布しまして、公正に情報を提供する、ということで、当初の計画に近いような形で、計画に則った形で進めていくというふうに考えております。

（「だいぶ抜けている」との声あり）

○議長（杉山誠君） 田中議員、明らかな答弁漏れがあれば指摘ください。

○8番（田中正男君） 質問の中で、チラシについて、私は、これは比較に値しないのではないか、市民をだますのではないかと言ったのですけれど、それはどうなのですか。それと、一番初めに聞いた、京都府のこれを除くと当組合のほうが高いのではないか、どうですかと聞いたら、8,810万円になります、だけでは答えになっていないのですけれど。発電メーカーのところ、実績ありのところですが、どういことを求めるか、それが発電の実績がないところにはできないのかどうか、ということも答弁がありませんので、それもお願いします。

○議長（杉山誠君） それでは改めて答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 申し訳ございません。答弁漏れということで、お答えします。最初に28年度の単価が当組合と比べてどうかということで、当組合の単価がトン当たり1億2,300万円、それに対しまして京都の宮津与謝を外した場合は8,810万円です。それと、他の事例との比較で、他の事例ですと不燃物のプラント、マテリアル施設とかそういったものがあるから正しい比較にならないのではないかと、というご指摘ですが、その点は、比較するに当たって、当組合と全く同じ条件というのはありません。比較する上で不燃物のプラントがあったり、あるいは造成工事がなかったり、それぞれ個々の自治体によって色々な形態で出していますので、そういうことを考えますと、あくまでも相場価格ということでトン当たり単価を求めており、そういったことになりまして比較ができなくなってしまいます。あくまでも相場金額ですね、それをつかむために比較しております。今、長岡市のことをお伝えしたのですけれど、長岡市は9月の終わり頃に入札があったのですけれど、実は長岡市は入札不調になりまして、予定価格をオーバーして、参加して札を入れて予定価格をオーバーしたということで聞いております。先ほど言いました、京都の宮津与謝というのは、28年度の実績であります。

どのプラントメーカーも発電ができるかどうか、ということですが、プラントメーカーにヒアリングで聞いたのですけれど、やはり最初は実績のないところから、自分たちが実証実験をしたり、あるいは既存の自分たちが手掛けた施設へ行って、発電の実績を作るために自分たちで投資をしたり、自治体と一緒に実証実験を繰り返したり、そういった中で技術を積み重ねるということもありまして、何回も出てくるのですが、やはり経験によるところが大きい、経験工学に基づくこういったプラントの整備工事ですので、なかなか机上の理論通りにはいかない。実際に運転していくと思ったよりも発電量が得られないですとか、これは実際にメーカーからも聞いております。あるメーカーによっては、エネルギー回収率15.5というのはどうしても難しいと、82トンでは難しいと、そういうことで辞退するメーカーもありまして、実際にプラントメーカーの声を聞きますと、安定した発電を行うというのは本当に試行錯誤で積み重ねていかななくてはならない技術で、それも一つや二つではなくて、長年の経験とかそういうものを蓄積して技術を高めているというふうに言われております。

○議長（杉山誠君） それでは再質疑。田中議員。

○8番（田中正男君） 最後にまとめていきたいと思いますが、私が特に（1）で言いたかったのは、1社の見積りを妥当としている根拠が崩れていると思うのです。今言いましたように、特に物騰率も実際の受注の実績というのは、もうそういうふうによく誘導されていることが十分あると思うのです。実際の社会の物価が上がったのではなくて、それ以上に高く、一部の企業とかそういう仕組みによって作られているのかもしれないかもしれませんが、だからいい、というのではなく、本当に適正な価格、今の建築資材や

建築業界のことからいって、機械にかかる費用とか色々なことを総合して、今の時価総額、物騰率ならわかりますけれど、受注実績だけで見ていると、先ほどの京都宮津与謝組合、そこではトン3億円という高値がついているのですよ。それがそうだというふうになってしまうのですよ。そうではなくて実際に入札にかけるには、建築資材の高騰ですとか、機械、人件費も含めて、色々なことで上がっていることはあると思うのですが、それに合わせてこれが妥当な適当な価格というふうにするべきだと思うのですが、それを、強引に受注実績を持ってきて2.18倍ということで、こじつけていると思います。それと、四街道市、長岡市も内容を見て比較すべきなのですよ。これを見ますと、市民は本当に当組合が安いと思ってしまいますよ。本当にこれは市民をだましていると思いますよ。この四街道市の234億円の中の、粗大ごみとかプラスチックの処理のその分を引いて80トンの焼却の建設費と運営管理費を載せればいいのに、80トンをやっている四街道市だからそれでいいということで、都合のいい数字を載せているとしか思えないですね。長岡市もそうです。長岡市も、これは先ほど答弁漏れですけど、公表しているのは、193億円しか公表していないのですね。これも15年を20年にするというのは、運転管理費がいくらなのか出ているから、15年を20年にできるのですね。運転管理費と建設費を合わせて概算で193億円と言っているのです。どうしてこれしか公表されていないのに、運転管理費15年間で20年間に換算できるのですか。内訳がないとできないはずですけど、これは公表されていません。それはまた今お願いしたいと思います。これから見ても、本当にこの債務負担行為額が妥当と言って、全戸のチラシによって、今回安いですよ、妥当ですよと見せかけしているだけで、実際は本当に市民をだまして、高い額でも、前回から少し安くなりましたからいいでしょう、と言わんばかりのチラシですね。これは納得できない問題だと思います。

それと、発電については、私は色々聞きましたけれど、最終的に私は本当に発電が有利か不利かわかりません。というのは信用できないからです。実際に、どこそこの過去何年間やっている実績でこれだけの発電があります、とか、これだけの収入があります、とかいう事例はやはり同規模で出してもらわないと、見積りを出した業者が「これだけ経費がかかります、これだけ売電収入があります」と言っても、その数字を信用しろというだけになりますよね。根拠にならないですね。本当に、どこそこでやっているものにはどれだけの経費がかかっている、それも参考にするとかいうことで出してこない。この債務負担行為は、言われるままに「はいそうですか」ということになるのは、やはり議会として「それでいいですよ」というふうにはならないと思うのですね。そう思いますと、本当にこの発電を付けるかどうか、私は本当に、検討する余地は十分にあると思います。ただこれには、今から変えるとなるとまた色々なことが大変だとはわかりますけれども、本当にこの発電について真剣に考えていく必要があると思いますけれど。ここまでくるともう、ゴーサインが出てしまうと、どんどんそれで進むという危険はあるのですけれど、疑問を残したいと思います。

それと最後に、プラントメーカー、入札関係。発電実績に私がなぜこだわるかという、本当にこの発電実績を付けることが、意味がないというか、今、局長が色々言いましたけれども、そもそもこの発電をするには、プラントメーカーは国内に3社あると言われている発電メーカーから買って付けるのですね。ノウハウは何を持っているのかといえば、プラントメーカーは焼却のノウハウ、発電メーカーは発電機を回す能力を持っている。それを一緒にして発電するから難しいということはあるのですが、結局何

かという、いかに効率よく燃焼させ、高い熱エネルギーを維持させるか、安定的に。それによって発電が安定的に出るわけですね。発電メーカーがどんなに発電を頑張ったって、熱が来ないことにはできないわけですよ。結局、安定的に発電するには、いかにその焼却炉メーカーが焼却をするか、うまく燃焼させるか、ということだと思うのです。それは全ての焼却炉メーカーが持っているのですよ。自分たちの、自分なりのノウハウを。その熱によってタービンを回して作るのですから、それも発電メーカーとタイアップして一緒にやれば、ましてやその発電メーカーは全国に売っていますので、色々なパターンノウハウを余程たくさん持っているわけですよ。日本国中でやっている発電のノウハウがありますから、それと一緒にあって連携してやれば色々なことに対応できるから、発電実績だけ重視しなくても、初めてのところでも十分対応できる。そういう「対応できる提案」をしていくところは参加をさせる。そうすれば本当に、限られた業者ではなく、多くの業者が参加可能になって、公平な競争原理が働いて、適正な価格になるということ、私は思うのです。このままだと本当に、高値安定、高値で決まってしまう、というおそれがあると思うので、私はそのことを特に考えています。佐野区が、確かに、安心安全。当たり前です、私もそう思います。何にしても安心安全が大事なのですが、焼却して有害物質を出さない、環境に優しい、そういうことを一番願うわけです。そこで発電の効率が少し悪かったり、下がったりすることが、直接、地域に問題がある、狩野川に問題を起すわけではないのです。問題は、焼却を、いかに有害物質を出さずにやる、そういうことが大事だと思うのです。だから発電はその二の次で、それは発電があったほうが売電収入もありますから効率は良くなりますけれど、本当は何といてもその焼却を正しく安全に回すこと。そのための焼却メーカーが大事だと思うのです。そのついでにやる発電は安定的に発電できるほうがいいですけど、ノウハウはやはりその焼却炉メーカーが持っているということで、十分安全が確保できると思うのです。そういうことを考えると、私は特に、基本計画をいじらず、今後の入札の時にその入札条件の緩和、発電実績を問わない、そのかわり「安全にできる提案」をしっかりして、そのことを審査してやることによって、入札の参加業者が増え、公平な入札になることを私は思っています。ぜひそう願いたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 今、田中議員から色々と、ご意見というかご質問があったのですが、確認ですけれど、発電実績を外して、ということでしょうか。

（「そうではなくて」「いいです、求めないです」との声あり）

○議長（杉山誠君） 答弁はよろしいですか。

○8番（田中正男君） いいです。

○議長（杉山誠君） これで田中議員の質疑を終わります。最後になります。3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、議案第7号について、管理者に質疑をさせていただきます。ラストバッターということで、質疑が重複するかもしれませんが、ご容赦をお願いいたします。4点書いてございます。1番目。去る5月9日、組合臨時会において債務負担行為の否決を受け、管理者は「議員の意見をしっかりと受け止め、どこまで戻して組み立て直すか考えたい」とのコメントを新聞紙上に行ったわけですが、この「組み立て直す」というのは、どこからどういうふうに組み

立て直したおつもりか、お伺いをいたします。

2番目。平成30年3月に環境省が出しました「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」によりますと、これは組合からもらった資料ですけど、「発電設備の設置は、日量70トン未満の小規模施設においては、無理な計画とならぬよう十分な検討をすること」と、こういうふうになっておりますが、組合としてどのような検討をしたのでしょうか。

3番目。組合の説明によると、発電設備設置に関する費用対効果は、イニシャルコスト、ランニングコストともに、「発電設備あり」のほうが「なし」にくらべて有利であるということですが、具体的にどういうことなのかお伺いいたします。

4番目。これは今、田中議員の質疑にもありましたが、平成30年9月に、先月ですね、組合が発行し、伊豆市、伊豆の国市全戸に配布した「新ごみ処理施設建設計画VOL. 3」によると、福井県南越清掃組合、千葉県四街道市、新潟県長岡市、及び当組合の、類似施設の事業費比較表が掲載されているが、内容の説明を伺いたい。こう書いてありますが、色々、今までの質疑の中で、お答えがあったと思いますが。私は一つお伺いしますが、これの千葉県四街道市、それから新潟県長岡市には、千葉県四街道市が234億8,000万円、長岡市が219億6,700万円ということですけど、これには今までのお話のように、粗大ごみ施設あるいはプラスチック処理施設等の建設が入っていたということですけど、このチラシを出すことについて、管理者はこういうことを知っていたのか。組合管理者として。粗大ごみ、プラスチックごみ処理施設というものが入っていて高くして、結果、これを見た方は「伊豆市伊豆の国市は高くない。安いじゃないか」そう言う方がとても多いのですね。こういう注釈を、粗大ごみ何が入っているということを付けなくて載せるということは、先ほどもありましたが、市民をだましていることに他ならないわけですよ。このことについて、管理者は承知をしていたのか、いないのかお伺いをいたします。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えします。初めに、1、5月の否決を受け、どう組み立て直したか、であります。組合では、5月臨時会での否決を受け、事業の再検討を行いました。このあたりに関しては、西島議員にも努力を認めていただけるかと思えます。再検討に際しては、新ごみ処理施設基本計画書の内容を踏襲し、安心安全の確保を大前提とした上で、要求水準書の見直しを行い、事業費の削減を行いました。

次に、2、発電設備設置の検討について、であります。当組合の施設規模は日量82トンであり、マニュアルで想定されている小規模施設には該当しないものと考えます。また、当組合の施設での発電については、基本計画策定時のメーカーアンケートで試算されており、以降の見積りからも無理な計画ではないことが確認できております。

次に、3、発電設備の費用対効果について、であります。合併特例債を活用した場合、発電設備を設置することにより、イニシャルコストで6億3千万円、20年間のランニングコストで1億7,700万円の費用対効果が得られる試算となっております。

次に、4です。類似施設事業費との比較の内容について、であります。平成29、30年度の類似規模3事例と、予定価格ベースでの総事業費の比較を行いました。当然のことながら、類似規模施設においても、その発注仕様、設置条件等に差異はありますが、直

近の類似規模施設の事業費と比較することで、現状の相場観を把握することができると思われました。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） それでは再質疑を行わせていただきます。私も、1から4番まで全部やれということですので、答弁漏れのないようにお願いします。答弁漏れがあるかなしかは、ちゃんと議長さんが見ていてくださいよ。私が言ったことをちゃんと書きとめて、それで答弁漏れがないように。そこが議長の役目ですから、お願いします。まず、1番目ですけれど、管理者は「議員の意見をしっかりと受け止め、どこまで戻して組み立て直すか考えたい」と、こうおっしゃっているわけですが、5月9日に議員が4人反対したわけですが、どういう理由で反対したか。まず、最大の問題は、あの時の220億円という債務負担行為が高すぎるということですよ。これが206億円に今度は変わったということですよ。これはそうしておきまして。次の反対理由、焼却炉の規模が82トンであるということですよ。これが過大ではないかということです。なぜ過大かといいますと、現状、今燃やしているごみは伊豆市、伊豆の国市合わせて年間2万トンなのです。1日に直すと、1年300日で計算して、66トンというわけです。その中に、災害ごみであるとか、他のごみを入れて、無理やり82トンにしているわけですが、これから人口がどんどん減ってくるのです。今、伊豆市、伊豆の国市で何人、人口がいると思われませんか。伊豆市が3万1,000人、伊豆の国市が4万9,000人、両方合わせて8万人です。社会保障人口問題研究所の調査によると、推定で、これから20年間は、伊豆市と伊豆の国市で両方合わせて、1年間に1,000人ずつ人口が減っていくというのです。伊豆市のほうが多いですけど、そうしますと、20年後になりますと6万人ですよ。ごみの量がそれに比例すると、今2万トンですから、1万5,000トンになるわけです。75%になってしまうのです。ただでさえ82トンの大きな焼却炉を造って、10年後は58トンくらいですかね、20年後には50トンになってしまうのです。それなのに82トンをなぜ計画するのですか、造るのですか、ということの問題だと言っている。それが理由の一つ。二つ目。発電施設は費用対効果において非常に悪いから、いらぬのではないかと、ということですよ。これも先ほど来、お話が質疑の中で色々ありました。1年間に売電が2,800万円だと。今の日量66トンが、日量何トンで計算しているか知りませけれど、架空のごみを入れているのかもしれないですけど、20年後には50トンになってしまうのですよ。それでも同じだけ発電できると思いますか。おそらく、私は、発電などはほとんどできなくなると思いますよ。売るほうもできないし、場内で使うほうが6,000万円くらいですか、それだってほとんどできなくなりますよ。そんな小さい焼却では。そういうことです。あとは維持管理費のDBOなどもありましたけれど。それが議員の反対の意見だったのです。そこで5月の臨時会では、管理者は「議員の意見をしっかりと受け止める」とこう言っているわけです。先ほど来から、合棟をすとか、この前の説明では従業員の数を減らすとか言って、206億円にしたということですが、もっと根本的なことを私たちは言ってきたつもりですけど、これらについては何も検討しなかったのですか。ということ、まずは一つお伺いします。

それから2番目。発電は、どれだけごみを燃やすから発電する、といったもので、焼却炉が70トンではなくて82トンだからごみ発電ができると、そういうものではないですよ。ごみをいくら燃やしたかで発電ができるのですよ。82トンの焼却炉で10トンしか燃やさなくても発電ができるのか、ということです。できるわけがないと思いますよ。現

在は伊豆市、伊豆の国市全部合わせて66トンしか燃やしていない。20年後の人口が両市で6万人になると。このマニュアルによりますと、発電設備の設置は日量70トン未満の小規模施設においては無理な計画とならないよう十分注意すること。燃やす量なので、大きいから発電するというものではないでしょう。わざと大きくしているのだから。そんなことをしていたら、何の苦勞もしていないですよ。とにかくそれが20年後には50トンしか焼却しないことになるわけで、それでどうやって発電するのですか。非常に問題です。50トンで発電しようとするのは夢のまた夢です。

○議長（杉山誠君） 西島議員。先ほど西島議員からも、答弁漏れがないようにという申し入れがありましたけれど、あまりにも意見が多すぎて質疑の論点が不明確になります。ぜひ、整理をして簡潔な質疑をお願いします。

○3番（西島信也君） 簡潔にやっています。質疑は質疑でやっていますから、その前段階があるわけで、ご理解ください。皆さんにご理解いただかないと。発電設備建設に12億円ですか、初期投資が。維持費に年間7,000万円かかるわけですね。こんな発電できないものについて、発電効率が非常に悪い、全然発電できない、費用対効果が全然なっていないものについて、造るといのは。先ほどお話がありましたが、エネルギー回収、余熱回収15.5%を回収しなければ補助金、交付金が出ないというお話がありましたよね。片や、議員さんが調べたところによると、「出る」と環境省は言っているのではないですか。なぜ組合は出ないと言っているのですか。ちゃんと、コンサル任せではなくて、組合から環境省へ行って聞かなければだめじゃないですか。どういう方法があるか、ということです。5月の臨時会で、管理者が私への答弁の最後にこういうことをおっしゃったのですよ。「私は市長といたしまして、やはり関係省庁にお願いをしなければなりません。どういうことかと申しますと、交付金の採択基準について、エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件のうち、施設規模が1日100トン以下の施設については基準の緩和をしてほしいと、これはずっと要望してまいりました」長くなるので省きますが、「私は、こんなことをしていたら地方の自治体は潰れてしまいますと、ずっと訴えてきたわけです。是非、これが聞き届けられたらよいと考えております」と、こういうふうに言っているわけです。要するに、交付金を欲しいがためにやっているわけですから。なぜ環境省へ行ってちゃんと「これなら出る」と、環境省の役人は言っているというのではないですか。そこがおかしいから、そういうことをやってこなかったのかどうか、それをお伺いいたします。

3番目。発電のイニシャルコスト、ランニングコストです。「発電設備あり」のほうが、イニシャルコストが6億3,000万円、伊豆市、伊豆の国市の支出が少ない。これはすなわち交付金があるかなしかの差なのです。発電設備がなければ交付金がないと、そう決めつけているからこういうことになるわけですし、そこをどうしていただけるのか、ということです。それからランニングコスト。発電は、私が電卓を弾いたところ、年8,200万円分発電すると。そのうちの2,800万円分を売電するということになっています。20年経って500万円しか減らないと、私はそんなことがあるわけがないと思うのです。20年で、ごみの量が75%になるのですよ。50トンでいい焼却炉になるのです、それで500万円というのは、どこから持ってきたのですか。それを一つお伺いします。どこから500万円という数字を持ってきたのか、誰が言ったのか、お伺いします。ごみの量が単純計算しても、10年で発電がいくら減るかという1,000万円、20年で2,000万円減るわけですよ。そうしますと、ランニングコストは、20年間で5億6,600万円売電するから、だから「発電設

備あり」のほうが1億7,600万円得だと、こう書いてあるわけですね。これが根底から崩れてしまうのではないですか。要するに、10年後20年後でも、ちゃんと発電できるかどうか、ということです。私はできないと思っていますよ。ごみの量が少なくなるのだから。今でさえ発電できるかわからないのに、無理ですよ。

それから4番目。伊豆市、伊豆の国市全戸に配布した、新ごみ処理施設建設計画です。これの最後です。新ごみ処理施設と直近の類似規模施設の事業費ということで、これは相場観だと。そんな相場観などということがあるわけじゃないですか。同じ条件にしなければだめに決まっています。相場観なんていい加減なことを言わないでください、と私は思うのですけれど。一つ不思議なのは、伊豆市伊豆の国市が202億8,200万円になっていますよね。これは税率8%で計算しているから。これもおかしな話で。私が聞いたところによると、千葉県四街道市は消費税が8%か10%か公表していない、ということです。なんでこうしているのかわからないのですけれど。とにかく、先ほどの管理者の話では、こういうことを知っていた、ということですね。私はこのチラシは、伊豆市、伊豆の国市の両市民に嘘をついていると思っているのですよ。そうじゃありませんか。前提条件が違うのだから。家を1棟建てるのと2棟建てるのと、金額が違うのは当たり前ではないですか。それを、条件が違うからと、それは子どもに言う言い訳ですよ。このことについて、もう一回はっきりと「間違っていました、出し直します」とか、そういうことがないのですか。それをお伺いします。

○議長（杉山誠君） それでは、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員のご質問にお答えします。最初に規模の話です。82トンが大きすぎるのではないかということで、議員のご意見にあったように、人口が減っていく、それによってごみも減っていく、ということをございますけれど。焼却炉の規模を考える際、組合は34年度の計画ごみ量、これは構成市からの廃棄物処理計画に基づいて決めている値でございまして、その一番多い量が34年度ですので、そこを基準に焼却炉の大きさを決めているということをございます。

それと、発電施設が必要かどうかということです。当然交付金の話もありますけれど、やはり発電施設というのは国の廃棄物処理施設整備計画、整備指針にもありますとおり、エネルギー回収施設ということで、3R、リデュース・リユース・リサイクルですね、この推進の中で、できるだけごみの中からもエネルギーを回収しなさいと。その回収する中でも、地球温暖化対策ですとか低二酸化炭素社会に貢献するのが発電だということで、地球環境問題とも、社会の要請、国の方針等も含めて、もちろん交付金もあります、そういうことから総合的に、発電施設は必要であると考えております。

DBOの話もあつたのですけれど、DBOは既に何回か、この場でも説明会でもご説明させていただいているのですけれど、官民連携事業ということで20年間のライフサイクルコスト、設計から建設、運営・維持管理まで20年間を一括契約するというので、コストが下がるというメリットですね。これを説明させていただいております、DBO方式を採用しているということでもあります。

交付金の中で、エネルギー回収率15.5%で1/2、10%で1/3が出るというのですけれど、当組合の施設ですと、先ほども答弁しましたとおり、余熱利用の形でロードヒーティングですとか、近くの公民館、プール等の温水利用がありません。やはり選択肢としては発電しかないということで、それを考えますと、交付金というのはエネルギー回収率に基づくものでありますので、それを満たさないと交付金は難しいと考えております。

ごみが減る中で、どうやって発電するのか、ということがございました。ごみが減っても、焼却炉が動く限りは発電します。ごみ発電というのは、太陽光発電とか風力発電等の、そういう自然環境に左右されない、安定して発電できるエネルギーでもあります。ごみ量が減れば発電量は減るということなのですが、先ほども答弁で申し上げたのですけれど、発電にはごみ量だけではなくて、ごみの低位・高位の基準値、カロリーですね、ごみの熱量でかなり左右されますので、それも勘案しなければならないと思っております。発電ということであれば、施設が動く限りは発電するというふうに考えています。

交付金についての環境省への問い合わせですけれど、前にもお話しさせていただいたのですが、交付金制度に基づくものでありますので、要綱を満たさないともらえないということで、県を通じて環境省へは確認をさせていただいております。

20年後の売電料が500万円減る、というのは、メーカーとのヒアリングで伺っております。

最後の、チラシの出し直しの件ですけれど、これは5月9日の臨時会の時に、反対理由で1トン当たりの単価ということで、色々なところからトン当たり単価ということ指摘されてきて、高いのではないかとか言われた中で、当初我々は、同じ条件ではないから比較は難しい、と申し上げました。ただ、そう申し上げたのですが、反対意見、反対討論の中で、トン当たりが高いということで意見をもらいましたので、あくまでもこれは予算ベースです。予算ベースでのトン当たり単価、相場観と言いましたけれど、大体の目安です。焼却炉と言いますと、厳密に言えばストーカ式のメーカーが15社あれば、15社それぞれ違うのですよね。敷地面積も違えば、建設用地が山の中にあるのか、山を切り崩すのか、地盤が軟弱であるとか、仮設道路はどうなのかとか、そういった条件を考えますと全く比較ができなくなってしまいます。あくまでも焼却炉の大きさに対する単価ということでは、造成などの条件もあるのですけれど、そういうものを含めた中で事業費をトンで割ってトン当たり単価を出しているということでもあります。ですので、チラシの出し直しということは考えておりません。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。西島議員。

○3番（西島信也君） 最後の質疑ということになるわけですが、発電のところから言いますと、焼却炉がある限り発電できるというお話ですが、ごみが減れば当然1炉運転になるのですよ。2炉運転するということは少なくなるわけですが、そうすると、2炉運転でなければ発電できない、発電効率がすごく悪くなるというのは、これは定説でございます。とにかく、執行部側は82トン、発電ありき、DBO、発電実績、これに固執して、何も聞く耳を持たないということでございます。こんなことでは、どうせろくなことにならないと私は思うのですけれど。

それからチラシですが、目安でこんなものを出しますか。目安で、いい加減なアバウトな、人をだますようなことをして、これは自治体とは思えないですね。公的団体とは思えないようなことをやっている、私はそう思うのです。質疑はこれ以上してもしようがないからやめますけれど、管理者が何かしてくれるそうですから、私の質疑は以上で終わりです。

○議長（杉山誠君） 答弁はよろしいですね。

○3番（西島信也君） 管理者が答弁してくれるということです。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問というか、お考えについて、お答えというか、意見を述べさせていただきます。まず、5月9日に否決された時のことに戻っておられました。220億では高すぎる。これはもう、議員もこの議会で認められたというか、そういう意見が多かったということは事実であります。そして、焼却炉規模82トンは大ではないか。確かに75トンくらいで収まるのではないかとおもいますけれども、これにどのような、付加価値というものではない、不可抗力が加わるかもわからないということもやはり考えなければならないと思いました。

それから、この人口の問題です。確かに、5万でスタートしましたこの伊豆の国市は14年経ちまして1,000人減り、4万9,000人になりました。これを大変重く受け止めて、何とかまた5万に戻すように、あるいは4万9,000を減らさないようにという努力を今、しているところであります。この2040年問題を考えました時に、人口の激減ということ、そして、働く人がいなくなる。そのために、働く場を作らなければならないということでも大変な努力をしているわけでありまして、ですから、この毎年1,000人減るなんていう恐ろしいことは考えたくありません。先ほど、おっしゃいましたから、でありますけれど、それは努力をしなければならないと思っております。

それから発電の施設に関して、これからは、私が環境省の課長とお話ししたことを少し話させていただきます。これは大変厳しいものでございます。5月9日に、省庁とも話し合いを持ちますと、お約束をしました。それは私も環境省に何度も足を運び、またあちらから見に来てもいただきました。そういう中で、最初、その5月9日に否決された時の環境省の方のお話は「小さいものはだめですよ、認めません」と、こういうものであります。すなわち、この82トン以下は認めませんよという、そういう厳しいものであったわけでありまして、それから、環境省の動向といたしまして、これはしょっちゅう変わるといえることはないかと思っておりますけれども、もう明らかに、大きくまとめるという方向に動いていると思っております。ですから、この120トン、150トン、小規模は150トンというのだそうですけれども、わがこの組合においては小規模にも及ばない、ということには認識しなければならないことと思っております。しかしながら、その環境省の課長とのお話では、あくまでも、250トン以上、そのように大きくまとまるべきだ、というこれは崩されませんでした。それでは、どういうことがこれからできるでしょうか。今まで、伊豆市、伊豆の国市がここまで努力してきたことに関しまして、それを打ち壊して、また新たな枠組みを作るといえることはできますでしょうか。そういうこともあったわけでありまして、なにしろ、どこまで戻すかという、皆様の意見、議員の皆様の意見をしっかり受け止め、どこまで戻し、そして組み立て直すか、ということ、基本計画に則ってやらなければならない。しかし、基本計画のどこまで戻してやり直すかということ、と私はお話をしたつもりであります。そのような意味で、たいへん小規模で運営をしていくこと、また、造っていくこと、建設、運営も含めまして、非常に厳しいところに置かれているのだということをご理解を願いたいと思っております。

さて、これからそれではどうするかということでもありますけれども、先ほど「市民をだますものである」という、市民をだますものであるつもりはありませんでしたけれども、間違いがあったかもしれません、そこのところはお詫びを申し上げますけれども、これからどうするかという時に、やはり何と申しましても、ここでこの事業を続けていく、あるいは、早急に造らなければならない、ごみの今の焼却炉の状況を考えますと、やはりどうしてもここからは企業の方々に努力をしていただく、ここに尽きるのではないか

と思っております。そういう努力はとことんするつもりであります。環境省だけではなく、この学者さんたちにも意見を聞きました。それからプラントの方たちのご意見も聞いて回ったわけでありまして。そういう中で、続けていかなければならない厳しい状況にあるということ、それだけは認識せざるを得なかったということのを是非ご理解していただきたいと思っております。

○議長（杉山誠君） これで西島議員の質疑を終わります。以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「あります」との声あり）

○議長（杉山誠君） 討論がありますので発言を許可します。最初に、本案に対する反対討論から行います。反対討論はありますか。西島議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。私は、議案第7号に対し、反対の立場から討論を行います。本予算案は、前回否決となった債務負担行為額220億7,000万円を14億円余り減額して、206億6,000万円とするものであります。しかし、この減額幅はあまりにも少ない。当局側が言うところの、運営体制や建物の配置の見直しを行った結果が、わずか6.3%の減額しか示しておりません。市民はそんな小手先の見直しを求めているではありません。もっと根本的な見直しであります。5月の臨時会の否決の理由の1番目は、新焼却炉の規模82トンが過大すぎる点であります。現在、伊豆市、伊豆の国市の2市で焼却しているごみの量は年間2万トン、1年300日稼働として、1日66トンであります。また、人口は減り続けており、現在、伊豆市の人口3万1,000人、伊豆の国市は4万9,000人で、合わせて8万人となっております。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、人口は両市で1年間に1,000人ずつ減少し、10年後には1万人減、20年後には2万人減、両市合わせて25%の減ということになりまして、人口は、その時は6万人ということになるわけでありまして。20年後に両市の人口が6万人ということになれば、焼却炉は50トン炉で十分賄えるという計算になりまして、この、今計画しております82トンという焼却炉がいかに無駄で不必要なものか、おわかりになると思っております。

2番目の理由として、ごみ発電施設はいらぬ、ということでありまして。先ほどの質疑でもありましたが、環境省が出した「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」によると、日量70トン未満の小規模施設では発電設備の設置は困難ということになっており、先ほど申し上げました日量66トンでは、発電をするのにはただでさえ難しい、この先5年10年後にはどうなるか。ごみの量は大幅に減少し、それにつれ、発電などはほとんどできなくなる、というのは目に見えているわけでありまして。要するに、発電設備の初期投資額12億3,000万円と、年間7,000万円、20年間で14億円余りの維持管理費の行先は、まさに「どぶにうっちゃる」ようなものであります。

3番目ですけれども、焼却炉メーカーによる公正公平な競争の実施という点に欠けているということでありまして。現在、自治体のストーカ炉を手掛けているプラントメーカーは、大手中堅合わせて15社程度あると言われております。本来なら、この15社に公平に受注競争の機会を与えるべきだと思うのに、組合の執行部は安全安心などと当り前のことを言って、あるいは、発電実績の有無を取り上げ、これも先ほど話がありましたが、これは発電メーカー、ボイラーメーカーの技術であります。その実績の有無を取り上げ、大手メーカーのみに門戸を開き、その結果、見積り業者1社という、非常に不自然な結果になっているわけでありまして。これでは本当に公平公正な入札が行われるのか、

疑問は深まるばかりであります。ちなみに、茨城県に江戸崎地方衛生土木組合という、伊豆市伊豆の国市組合と同じごみ処理施設建設のための組合があります。その規模は70トン、発電付きで、15年のDBOということで今、公告を出しているところであります。うちの組合より少し小規模であります。そこは15社全部に見積りを依頼して、そのうちに10社が参加したということでもあります。そして、この度、入札という運びになり、これは来月あたり入札するそうですけれど、最安値は105億円になるという予想であります。105億円ですよ。DBO付き、発電付き、70トン、15年ですけれど、105億円になるという、そういう予想がされております。このように公正公平な競争をさせれば、結果はおのずとついてきて、それは直接、市民の利益につながるということでもあります。私は、今、見直すべきこの3つのことを申し上げましたが、心ある議員の皆様にはご理解いただけるものと確信をいたしておるところでございます。しかしながら、5月9日の否決から5か月もの時間がありながら、失礼ですけれども、小野管理者以下執行部の皆様には、誰一人として、先ほど申し上げました規模の問題、発電の問題等の根本的な問題について検討していただけなかったということは、甚だ残念だと言いたいようがありません。もしもこの債務負担行為が可決するような事態になったら、伊豆市、伊豆の国市両市の将来に暗雲が立ち込めないよう、祈るばかりであります。以上、私の反対討論といたします。

○議長（杉山誠君） 次に、賛成討論はありますか。1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」について、賛成の立場から討論を行います。本案については、新ごみ処理施設整備運営事業費について、5月臨時会で審議した事業費から、設計建設業務費で4億3,740万円の減額、運営維持管理業務費で9億6,800万円の減額、総額14億540万円を減額し、債務負担行為の限度額を206億6,736万円として再度提案されたものになります。事業費については、安心安全の確保を大前提としたうえで、安心安全に影響のない部分での要求水準書の見直しを行い、削減を図ったものでございます。要求水準書の見直しは、経費を削減してもその質を落とすことのない工夫がされた内容になっております。

事業費の積算については、見積りに基づいた積算方法について以前から議論がありましたが、今回、他事例や、環境省の手引きによる算出とも比較検討が行われました。これらの、他事例をもとにした相場価格や、環境省の手引きによる算出結果からも、今回提案された組合の事業費の妥当性が十分に確認されたものと考えます。現有施設の老朽化が進み、早急に新ごみ処理施設整備事業の本格的なスタートを切る必要がある中、事業費の削減が図られ、その金額の妥当性が確認されたことから、本補正予算案に賛成いたします。議員の皆様のご賛同を、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉山誠君） 次に、反対討論はありますか。8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 組合議員8番、田中正男です。議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」の債務負担行為に対する反対討論を行います。新ごみ焼却場建設及び維持管理費の2回目の債務負担行為額206億6,736万円が提案されています。前回の債務負担額否決により、今回約14億円の減額の提案ですが、いくつかの問題があると考えます。一つは、債務負担額の妥当性を組合は言います

が、根拠が破綻し、適正とは言い難いことです。質疑でも言いましたが、比較の根拠に都合のいいものを使い、また内容が違うものをトン数だけで類似施設として比較して、いかにも当組合が安いように表示し、市民をだますようなことをしています。

二つ目は、発電の必要性です。循環型交付金をもらうために発電を付けるとしていましたが、合併特例債の延長により利用可能となり、地方交付税措置されれば交付金がなくても5月9日の時より財政負担は軽減されます。元々、100トン以下や70トン程度は、発電効率が悪いと言われています。発電をやめることは、建設費と維持管理費の削減になり、施設もコンパクトになります。もちろん、事故やトラブルも起こりません。買う電気料が必要になりますが、見積りの電気料は伊東市が行っている140トンの焼却炉より高い金額を設定しています。また、20年間に売る、売電収入5億6,000万円の根拠も、発電量にも信用し難いものがあります。さらに、発電をやめることにより、15社と言われる焼却プラントメーカー全てが入札の参加条件を満たし、複数の入札参加により公正な競争が期待できます。

三つ目は、入札条件に合う8社に見積りを依頼したにもかかわらず、1社しか応じなかったことを、良しとしていることと、その見積額を債務負担金額にしていることです。そしてその1社が入札し、予定価格近くで決まることが予想され、1社の言いなりの金額で決まることになりかねません。このことは、4月27日に行われた両市議会議員説明会の講師、荒井喜久雄氏から、最近の状況だとして説明がありました。だから良いのではなく、このままでは公平な競争による入札にならないことは大問題であります。市民の税金が食い物にされてしまいます。

四つ目は、入札条件に発電実績があることとして、入札参加者を絞っていることです。安全安心のため実績は重要としていますが、現在、ほとんどの焼却炉メーカーは自前の発電機械は持っておらず、国内に3社あると言われる発電メーカーの機械を買って付けています。自前の焼却炉に他社の発電機をセットして発電を行っています。発電実績のないプラントメーカーも、同じように他社の発電機をセットして発電するわけで、そこでの発電のノウハウは、発電機メーカーの機械により全国で行っている発電のノウハウがありますので、発電機メーカーと連携して、問題なく運転ができると言われていました。重要なのは、いかに安定的に焼却が行われ、高温の熱量を維持できるかで、それにより安定的な効率の良い発電ができると言われていました。いかに良い焼却をするかは、焼却炉メーカー全てが持っているノウハウでありますので、発電実績がないことが、安全安心を確保できないとの心配はないと考えます。発電実績を条件にすることを認めていることは、イコール、多くのプラントメーカーを入札に参加させたくないことを意味していると言わざるを得ません。また、地元佐野区からの、安全安心な施設を、という要望は、焼却が正常に行われ、事故や有害物質の飛散がないこと、ではないでしょうか。佐野区の役員に聞きましたが、区民は焼却の内容や発電のことなど知らない、ただ安全安心な施設を要望しているといえます。どのプラントメーカーも安全安心な施設を造ることは基本の基本です。ここで発電実績を盾に、公平な入札を阻害することはあってはなりません。発電実績を入札参加条件から外し、その代り、「安全安心な発電をする提案」をすることを加えれば、基本計画を変えることもなく、時間も手間もかからず行えると考えます。そうすれば国内15社ともいわれるプラントメーカーが参加可能となり、公平な入札による競争が行われ、適正な価格による建設、維持管理になると考えます。

最後に、環境省の手引きは、「談合や価格つり上げなどの問題や課題に対応するために

は、市町村自らが入札、契約の方法の見直しや改善に取り組むことが重要である」として
います。今こそ、その見直しをする時であります。今後、入札の告示前に入札条件を見
直すことを求め、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（杉山誠君） 次に、賛成討論はありますか。2番、間野みどり議員。

〔2番 間野みどり君登壇〕

○2番（間野みどり君） 2番、間野みどりです。議案第7号「平成30年度伊豆市伊豆の
国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」について、賛成の立場から討論を行
います。今回、5月臨時会での否決を受けて事業の見直しが行われましたが、その内容に
ついては、これまでに当局から丁寧な説明が行われ、議論を重ねてまいりました。見直
しによって事業費が削減されることになり、建設予定地である佐野区からも「安全性が
損なわれるのではないか」という不安の声が聞かれましたが、今回の見直しでは、安心
安全の確保を大前提としており、事業費の削減によって安全性が損なわれるものでは
ないということが確認できました。私もその10月14日、佐野区の役員への説明会の傍聴に
行きました。佐野区の皆様は、「自分たちの安心安全はもとより、自分たちのこの地に造
ることが広く田方平野に暮らす人々のための安心安全につながると考え、皆で相談し、
意見を出し合って、まとめてきた」と強く言っていました。本当に、心温ま
る言葉で、私はその思いを皆様に伝えなくてはいけないと思いました。

両市の既存施設は老朽化が進んでおり、維持管理費が増加し、故障等への不安が常
にある状態です。そのような中、安心安全な、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設を早期
に整備するという事は、多くの市民の願いであると感じています。本予算案を可決し、
当初の予定からの事業スケジュールの遅れは最小限にして事業を進めなければならない
ものと考え、賛成討論といたします。

○議長（杉山誠君） 他に討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉山誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第7号「平成30年度
伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第3回）」を原案のとおり決するこ
とに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山誠君） 起立者多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されま
した。

◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要する
ものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定
に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて平成30年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会を閉会いた

します。長時間にわたり、ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 山 誠

署名議員 間野みどり

署名議員 西島信也